

平成30年度

事業計画書

平成30年4月 1日  
～  
平成31年3月31日

平成30年3月14日

一般財団法人**省エネルギーセンター**



# 平成 30 年度事業基本方針

## 1. 基本認識

現在我が国は、パリ協定合意の過程で公約した温室効果ガスの削減目標を念頭に、地球温暖化防止対策を本格化させています。

このような目標を達成するためには、「徹底した省エネルギーの実現」が不可欠であり、経済社会における省エネの潜在性を拡大すべく技術革新等を通じて技術力の向上を図るとともに、この成果を活用して実際に社会の隅々まで省エネを浸透させていく必要があります。

併せて国際貢献の観点からは、世界最高水準にある我が国の省エネ技術や国際的に評価の高い我が国政策・制度の考え方を普及させていくことが重要です。

設立 40 周年を迎える当センターは、このような状況を踏まえ、我が国内外において省エネを推進するため、効果的な活動を強化してまいります。

## 2. 活動方針

### (1) 主な活動分野

当センターは、これまでの経験の蓄積を踏まえて特に次のような活動分野で強みを発揮していくこととしております。

#### 1) 省エネ情報・支援サービスの提供

省エネ技術・手法をはじめ省エネを進めるに当たって有益な情報やコンサルティング等のサービスを、企業、地域、家庭等向けに積極的かつ親身になって提供します。また、省エネに係る最新の国際情報等を収集・提供します。

#### 2) 省エネ人材の育成

研修、講座、資格制度等を通じて、我が国企業や地域の省エネ推進活動において中核となる人材の育成を積極的に支援します。また、途上国等において政策や技術を支える人材の育成に協力します。

#### 3) 省エネ政策への協力

「徹底した省エネルギーの実現」に係る政策の実施や我が国政府の支援のもとで行われる途上国等における省エネ政策の立案等に協力します。

## (2) 平成 30 年度の重点

平成 30 年度においては、「徹底した省エネルギーの実現」及び「国際的な貢献」を念頭に、次のような点に重きを置いて事業活動を展開してまいります。

### 1) 新たな省エネ余地の発掘

産業分野等で「省エネ余地は既に少ない」という指摘があることに対応し、生産やサービス提供の方法・システムの見直し、工場等における未利用エネルギーの活用、業務分野における空調の効果的運用等多面的な視点から、新たな省エネ余地の発掘とその改善を図る手法を提案します。

### 2) 省エネに係る新技術の活用推進

省エネ先進技術に係る情報収集・発信を強化するとともに、省エネ診断等エネルギー管理の技術・手法に、進展の著しい IoT 技術等を積極的に活用します。また、省エネ機器導入後その機能を長期的に維持・利用するための手法を提案します。

### 3) 省エネ管理機能の維持・強化及び人材育成

省エネに係る「現場力」を確保するため、「暗黙知」になりがちな設備の運転調整・保守等の省エネ知見をマニュアル等により「形式知」化する手法を提案します。また、エネルギー管理を指導する人材等の育成を図ります。

### 4) 省エネ技術・手法の面的展開

国内のあらゆる地域や部門で省エネ活動が草の根的に実施されるよう、国が支援する「省エネルギー相談地域プラットフォーム」を始めとする「サードパーティ」との連携を強化しながら、蓄積した省エネ技術・手法の普及を図ります。

また、国際協力の観点から、アジア地域の諸国、資源国等を対象に、省エネ政策・制度の立案機能、省エネ指導力の向上等を図るための人材育成支援を実施するとともに、国際ビジネス交流等を通じ、我が国の優れた省エネ技術・製品の普及を強力に進めます。

### 3. 平成 30 年度の事業計画等の概要

#### (1) 事業計画

以上の活動方針を念頭に、平成 30 年度は具体的な事業を次の 5 つの柱に整理して計画的に実施します（詳細は後述）。

- I 「徹底した省エネ」に向けた活動への支援強化
- II 省エネ情報発信の充実
- III 省エネ中核人材の育成強化
- IV 省エネ国際協力の推進
- V 国家試験等の実施

#### (2) 収支予算等

平成 30 年度の事業計画に基づく予算及びその策定方針は次のとおりです。

- ① 予算規模は、センター独自の事業、国・関係機関からの受託事業等の規模を想定し、全体としては 25 億円程度を見込んでいます。
- ② センター独自の事業については、新たな事業の開発、既存事業の拡充を通じ、規模の拡大・内容の充実に努めます。
- ③ 国等の受託事業についても、政策協力の観点から積極的に競争入札の応札等を行い、提案・企画能力、コスト競争力を強化しつつ、事業拡大に努めます。
- ④ 一般財団法人としての運営に当たっては、認可時に内閣府に提出した公益目的支出計画を着実に実施してまいります。

## 【 目 次 】

### 事業計画書

#### I. 「徹底した省エネ」に向けた活動への支援強化

- (1) 省エネルギー診断等を通じた中小企業等への省エネ支援 ..... 2 [政策協力事業]
- (2) 節電診断の実施 ..... 3 [政策協力事業]
- (3) 工場等のエネルギー使用動向に係る調査・分析 ..... 3 [政策協力事業]
- (4) 省エネ・低炭素技術の高度化等支援 ..... 3 [一部政策協力事業]
- (5) ニーズに即応した各種省エネ支援サービス ..... 4

#### II. 省エネ情報発信の充実

- (1) 「平成 30 年度省エネ大賞」を通じた情報発信 ..... 5
- (2) 「ENEX2019」等を通じた情報発信 ..... 5
- (3) 設立 40 周年記念事業 ..... 5
- (4) 月刊『省エネルギー』誌を通じた情報発信 ..... 5
- (5) 技術専門書等書籍、コンテンツ及び広報グッズ等による情報発信 .... 6

#### III. 省エネ中核人材の育成強化

- (1) 資格認定制度による実践力ある中核人材の育成 ..... 7
- (2) ニーズに即応した各種講座の提供 ..... 8
- (3) 地域及び職場等における省エネ教育活動への支援 ..... 8

#### IV. 省エネ国際協力の推進

- (1) 省エネ国際人材の育成支援 ..... 9 [一部政策協力事業]
- (2) 省エネルギー等ビジネス国際展開事業の推進 ..... 10 [政策協力事業]
- (3) 国際規格 ISO50001 の制度運営 ..... 10

#### V. 国家試験等の実施

- (1) エネルギー管理士試験の実施 ..... 11
- (2) エネルギー管理研修の実施 ..... 11
- (3) エネルギー管理講習の実施 ..... 11
- (4) エネルギー管理士試験等に関する調査研究事業 ..... 11

# 事業計画書

## I. 「徹底した省エネ」に向けた活動への支援強化

- 「徹底した省エネ」の実現を目指し、
- 中小企業等向けに行う省エネ診断指導等を通じ、企業活動における省エネの浸透を図る。
  - 省エネ法における事業者の判断基準に係る見直し、ベンチマークの適用拡大等政策の執行についてその実効性向上に向け協力する。
  - 省エネ推進支援ツールの開発やコンサルティング等を通じた支援を行う。

### (1) 省エネルギー診断等を通じた中小企業等への省エネ支援 [政策協力事業]

#### 1) 省エネルギー診断指導の強化

省エネの浸透が期待される中小企業の工場やビル等を対象として、専門家の派遣による省エネ診断指導を年間 820 件程度実施する。その際、以下のように省エネ余地の発掘や省エネの実効性向上等に資する新たな診断手法の開発・適用等を図る。

- ① 省エネの潜在性等の観点から、「固定エネルギーの削減」「生産性と省エネの両立」「エネルギー使用系統全体の省エネ」「未利用エネルギーの活用」「保守管理による省エネ」等のテーマを設定し、これに即した診断手法を開発する。
- ② 小規模事業者における省エネの実効性を高めるため、照明・空調・給湯等主要設備に特化した診断を実施する。
- ③ 当初実施した診断をフォローアップし、省エネ効果を確実なものとするため、設備稼働時のエネルギー使用の調整、BEMS の活用、複数設備の連携等に着眼した省エネ診断を実施する。

#### 2) 省エネ設備の新規導入に伴う省エネ診断等の実施

国が進める省エネ設備導入の支援に呼応し、事業者による設備導入の省エネ効果を最大限に高めるため、当該事業者を対象に省エネ診断を実施する。併せて「サードパーティ」における省エネ診断人材の育成に協力する。

#### 3) 省エネルギー診断に係る情報提供

診断事業の「活動成果」として得られた省エネ技術・手法、省エネ事例、人材育成手法等の情報を体系的に整理し、その活用・普及を図る。

#### 4) 省エネルギー相談地域プラットフォームの運営等

地域における省エネを推進するため、自治体からの要請をもとに「省エネルギー相談地域プラットフォーム」を運営するとともに、プラットフォームに所属する省エネ専門家の人材育成に研修等を通じ協力する。

### (2) 節電診断の実施

[政策協力事業]

中小規模の工場や業務用ビル等において、電力デマンド等の対策が自立的に進むよう、そのきっかけとして年間 100 件程度の節電診断を実施する。

### (3) 工場等のエネルギー使用動向に係る調査・分析

[政策協力事業]

#### 1) 工場のエネルギー使用状況の調査

省エネ法のエネルギー管理指定工場、特定事業者等を対象に、エネルギー使用設備に係る「工場等判断基準」の遵守状況、省エネ対策の推進状況等について、確認調査を行う。

また、省エネ法の遵守状況に基づく「事業者クラス分け制度」において省エネの取組みが停滞している事業者を集中的に現地調査する。

#### 2) 省エネ法における判断基準の運用に係る支援

① 省エネ法の工場等判断基準の見直しに係る原案作成等に参画する。

② 省エネ法の厳正かつ円滑な実施に資するよう、特定事業者等から提出される定期報告書及び中長期計画書をデータベース化し、エネルギー使用量の経年変化、原単位改善率、判断基準の遵守状況、ベンチマーク指標の達成状況等の分析を行う。

### (4) 省エネ・低炭素技術の高度化等支援

[一部政策協力事業]

#### 1) 「見える化」支援ツールによる政策協力

「原単位管理ツール(ESUM)」や「目標値算定ツール(ECTT)」等の「見える化」支援ツールの改善を行い、貸事務所等に係るベンチマーク制度の運用を支援する。

#### 2) 低炭素技術の高度化

先端的低炭素技術(L2-Tech)に係る認証制度の運用に資するため、対象技術のリストを更新するとともに、複数の設備の組み合わせ等を考慮した新たな評価手法を創出し、実証事業によりその検証を行う。

#### 3) CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断の円滑化及び活用

工場等におけるCO<sub>2</sub>削減余地を診断する事業において、診断結果を踏まえたデータ分析、課題の抽出を行うとともに、計測診断のポイントや実践スキルなどの情報を整理する。

- 4) 省エネ機器・設備の導入、改修等に係る技術評価  
関係機関の要請に応じ、企業等が行う省エネ機器・設備の導入、改修等に係る実施計画について、「技術の先端性」、「省エネ効果」、「費用対効果」等の観点から技術評価を行う。
- 5) 地域の二酸化炭素削減対策への貢献  
東京都及び埼玉県条例に基づく大規模事業所を対象とする温室効果ガス排出量等の検証機関として、事業所が算出した排出量等の検証を行う。

## (5) ニーズに即応した各種省エネ支援サービス

- 1) ツールを活用した省エネソリューションサービスの拡充
  - ① 工場、病院、学校等を対象に、独自に開発した Ene-CAT(エネルギーフロー評価ツール)を用いてエネルギー・フロー分析や対策シミュレーションを行い、これらの「見える化」等を通じて説明力の高い省エネ・コンサルティングを実施する。
  - ② 圧縮空気の吐出圧適正化ツールを普及するとともに、燃焼空気比の適正化に関する簡易ツールを開発する。
- 2) 業務用ビル向け「見える化」ツールの利用拡大  
当センターが開発した「原単位管理ツール(ESUM)」、「目標値算定ツール(ECTT)」、「BEMS データ解析支援ツール(EAST)」、「テナントビルエネルギー使用量推計ツール(TECTT)」の更なる利用拡大を図るため、講習会を開催するなど支援サービスを拡充する。
- 3) 人材育成事業による支援サービスの提供  
(Ⅲ. 省エネ中核人材の育成強化 P. 8～9 参照)
- 4) 賛助会員へのサービス拡充  
省エネ誌配布、メール配信をはじめとした従来の会員サービスに加え新たなサービスを提供する。
  - ① 省エネ優秀事例見学会及び無料特別講座
  - ② 現場訪問による省エネ相談サービス
  - ③ 専用 Web サイトにおける省エネ実践事例情報
  - ④ 省エネ製品・サービス紹介サイト、バナー広告
  - ⑤ センター開発のツールを活用した省エネワンポイントアドバイス

## II. 省エネ情報発信の充実

○技術進歩やビジネス環境の変化等に対応した企業等の様々な省エネニーズに応えるため、関連する製品、技術・ノウハウ、ビジネスモデル、活動事例等有益な情報をタイムリーに発信する。

### (1) 「平成 30 年度省エネ大賞」を通じた情報発信

- ① 省エネ・節電に関する実践活動における創意工夫、新技術の開発や新ビジネスの創出等を促進するため、特に優れた活動事例や製品・ビジネスモデルを「省エネ大賞」として表彰する。
- ② 応募及び表彰案件については、地区発表大会、受賞事例発表会等の開催、事例集及び製品概要集の配布等を通じ、積極的に情報発信する。

### (2) 「ENEX2019」等を通じた情報発信

省エネ・新エネに係る最新情報の発信やビジネスネットワーク拡大を図るため、省エネルギー月間(2月)の主要行事として、総合展示会「ENEX2019」を開催する(「電力・ガス新ビジネス EXP02019」、「Smart Energy Japan 2019」と併催)。

- ① 「新エネ」や「IoT 技術」の活用を含む省エネ・節電関連機器、システム等や産業・業務・家庭におけるエネルギー管理手法等について、展示等により先進情報を提供する。
- ② 省エネ・新エネ等の最新技術や電力・ガス事業制度改革に関するセミナー、省エネ大賞表彰式等を併催する。
- ③ 省エネ・節電対策の事例を総合的に紹介する。

また、上記展示会のほか、関連の展示会、カンファレンス等への協力、後援等を行う。

### (3) 設立 40 周年記念事業

月刊「省エネルギー」記念号の発刊等を行う。

### (4) 月刊『省エネルギー』誌を通じた情報発信

当センターの機関誌であり、かつ我が国唯一の省エネに関する総合技術誌を通じて、以下の内容を、賛助会員をはじめ一般読者層に対し広く情報発信する。

- ① 省エネ技術の最新情報
- ② 省エネ法等関係法令の最新動向
- ③ 補助金等助成制度の募集内容
- ④ 事例等による具体的省エネ手法
- ⑤ 省エネに係る人材育成や組織づくり

**(5) 技術専門書等書籍、コンテンツ等による情報発信**

以下の書籍、コンテンツ等を提供する。

- ① エネルギー管理士試験模範解答集（電子版）
- ② 省エネ支援ツールの開発・販売
- ③ 管理標準作成に資する書籍の発刊
- ④ 省エネルギー手帳、ビル省エネ手帳の発刊

### Ⅲ. 省エネ中核人材の育成強化

- 産業、ビル・家庭等あらゆる分野における省エネ推進活動をレベルアップするため、中核となる人材の育成を支援するとともに、その活動の場の拡大を図る。
- このため、産業・ビル・家庭の省エネについてコンサルティングを行える人材の資格認定・ネットワーク形成、多様なニーズに即応する各種省エネ教育講座などを実施する。

#### (1) 資格認定制度による実践力ある中核人材の育成

##### 1) 「エネルギー診断プロフェッショナル」資格認定の実施

- ① 産業分野における総合的なエネルギー管理に関して、高度・専門的見地から診断指導・改善提案を行う専門人材を育成・発掘するため、「エネルギー診断プロフェッショナル」資格認定を実施する。

(対象：エネルギー管理士と同等以上の技術知識・経験を有する技術者等)

- ② また、資格認定者を対象とした「診断プロ倶楽部」において、人的ネットワークの形成・拡大、関連の技術や制度等に係る最新情報の提供、スキルアップ研修などを実施する。

##### 2) 「家庭の省エネエキスパート」資格認定の実施

地域や企業活動において「家庭の省エネ」を推進する人材を育成・発掘するため、「家庭の省エネエキスパート」検定及び「家庭の省エネエキスパート【診断・指導級】」研修を実施する。

- ① 企業の営業関係者、自治体・団体関係者、個人・学生等を対象にエネルギーの基礎と家庭・機器・住宅の省エネについて体系的な知識を有する人材を育成・認定するため、検定を実施する。

- ② 全国一斉の検定と併せ、企業・団体等のニーズに合わせた個別検定(出前検定)を実施する。

- ③ 検定合格者を対象として、個別家庭のエネルギー使用実態に応じた省エネ診断・改善提案を實踐できる人材を育成・認定するため、研修を実施する。

##### 3) 「ビルの省エネエキスパート」資格認定の実施

- ① エネルギー消費が増加傾向にある業務用ビル分野について、事務系を含むできるだけ多くの関係者がビルのエネルギー管理の要諦を理解し、実践活動に結びつけられるよう「ビルの省エネエキスパート」資格認定を実施する。

- ② 全国一斉の検定と併せ、企業・団体等のニーズに合わせた個別検定(出前検定)及び事前講習会を実施する。

## (2) ニーズに即応した各種講座の提供

多様な顧客ニーズに対応し、「基礎からのステップアップ」「現場での実践力向上」「技術・手法の見える化」「受講者との対話」に重点を置いて、以下のような講座を提供し、省エネ人材の育成に資する。

- ① 企業等の個別ニーズに応じた「出前講座」等オーダーメイドのプログラムを積極的に提供する。
- ② 省エネ法の管理標準に基づくエネルギー管理等省エネの基本を習得するための講座を充実する。
- ③ 省エネ実習用設備や分析ツール、更には省エネ関連手続きの模擬体験等を活用した実践重視の講座を強化する。
- ④ IoTやAI等の省エネへの活用可能性など最新的话题に着目したプログラムを工夫する。

## (3) 地域及び職場等における省エネ教育活動への支援

### 1) 地域等における省エネ・節電活動の支援

省エネ・節電に係る知識や実践手法を普及するため、各地域で活躍する「家庭の省エネエキスパート」等と協力し、以下の活動を実施する。

- ① 自治体が行う家庭の省エネ・節電関連講座への企画協力及び講師派遣
- ② 企業等が行う従業員、顧客等を対象とした家庭や職場の省エネ・節電セミナー等への企画協力及び講師派遣

### 2) 企業等が行う家庭の省エネ診断事業の支援

企業等が行う家庭の省エネ診断事業について、診断員の育成、診断マニュアルの策定等に関し支援を行う。

## IV. 省エネ国際協力の推進

- エネルギー需要や温室効果ガスが増大する途上国・新興国等における省エネを推進するため、各国のニーズに応じ、関連する技術の普及、政策・制度の整備、プロジェクト形成等を担う人材の育成に協力する。
- 我が国の優れた省エネ等技術の途上国・新興国等への移転を促進するため、上記人材育成等の活動との連携を図りながら、我が国関連産業と海外企業・機関とのビジネス交流を支援する。

※(1) 3)③、④及び(3)を除き[政策協力事業]

### (1) 省エネ国際人材の育成支援

アジア地域等の発展途上国や資源国等に重点を置いて省エネ支援を行うため、専門家の派遣と研修生の受入を有機的に実施する。

#### 1) 政策立案・技術力向上のための専門家の派遣

アジア等の重点国を中心に、約 120 名の専門家を派遣し、以下の支援を行う。

- ① 当該国に適した省エネ施策・制度の構築支援
- ② 技術講習、診断実習等によるエネルギー管理士等の省エネ指導人材の育成
- ③ 省エネ診断を通じた工場、ビル等のエネルギー管理手法や省エネ関連技術の普及
- ④ 省エネ製品の性能に係るラベリングや評価手法等の構築

#### 2) 省エネリーダー育成のための研修生の受け入れ

アジア等の重点国を中心に、政府関係者、技術者等の約 180 名の研修生を受け入れ、省エネに係る当該国の実行計画の策定等を支援する。

- ① 我が国の省エネ政策・法制度を模範例とする研修
- ② エネルギー管理士等省エネ指導人材育成のための研修
- ③ 産業やビルにおけるエネルギー管理等に関する研修
- ④ 我が国の先進的な省エネ技術等を活用したプロジェクト形成に関する研修

#### 3) 情報・ノウハウの提供等による海外省エネ活動支援

- ① 日本の最新省エネ機器・技術や優秀事例を海外へ情報発信し、その普及を図る。
- ② 海外関係機関等とのネットワークを通じて、省エネ政策や技術に関する情報の提供・収集を行う。

- ③ 国際協力機関との新たな連携により、関係地域における省エネを推進する。
  - ・米州開発銀行（IDB）：中南米における省エネ促進支援
  - ・アジア開発銀行（ADB）：中央アジア地域における省エネ技術導入支援
  - ・国際協力機構（JICA）：中南米における省エネ機器普及支援
- ④ アジア諸国への進出を計画する国内企業等を対象として、進出の際に考慮すべき当該国の省エネ政策・制度、技術ニーズ等について、講座や相談サービス等を通じて支援を行う。

## (2) 省エネルギー等ビジネス国際展開事業の推進

我が国の優れた省エネ・新エネに係る製品・技術を官民一体となって海外普及するために設立された「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」の活動について以下の支援を行う。

- ① 各国との協議を通じた活動分野の選定と課題等についての調査分析
- ② 事前調査を踏まえた官民連携のミッション派遣
- ③ ファイナンスを含めたプロジェクトの企画や企業間でのソリューション提案への支援
- ④ 我が国の優れた省エネ技術等を紹介する「国際展開技術集」等による情報発信

## (3) 国際規格 ISO50001 の制度運営

企業、事業所等のエネルギー消費等の改善を目的とした ISO50001 規格について、審査員評価登録機関として、以下の業務を行う。

- ① 研修機関が実施する研修コースの承認、審査員の評価・登録
- ② 関連機関、Web サイト等を通じ、当該規格の国内における普及促進

## V. 国家試験等の実施

- 省エネ法に基づいて選任されるエネルギー管理者等の資格について、指定機関、登録機関として、その制度の必要性や意義を周知しつつ試験、研修及び講習を実施する。
- これらの実施に関し、受験者・受講者の利便性等をできるだけ考慮するとともに、実態把握等のためアンケート調査を実施する。

### (1) エネルギー管理士試験の実施

省エネ法に基づく指定試験機関として、エネルギー管理士試験を実施する。  
(平成 30 年 8 月上旬、全国 10 地区)

### (2) エネルギー管理研修の実施

省エネ法に基づく登録研修機関として、エネルギー管理士に係るエネルギー管理研修を実施する。  
(平成 30 年 12 月中旬、全国 6 地区)

### (3) エネルギー管理講習の実施

- ① 省エネ法に基づく指定講習機関として、エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員（以下「企画推進者等」という。）の選任要件に係る新規講習を全国で実施する。  
(新規講習・上期：平成 30 年 6 月、下期：10 月～11 月、各全国 10 地区)
- ② また、特定事業者が選任した企画推進者等を対象とする資質向上講習を全国で実施する。  
(資質向上講習：平成 31 年 1 月、1 地区及び平成 31 年 2 月、全国 10 地区)

### (4) エネルギー管理士試験等に関する調査研究事業

エネルギー管理士試験受験者、エネルギー管理研修受講者及びエネルギー管理講習受講者に対して、アンケート調査を実施する。

これにより、従事業種、受験・受講動機、資格取得に係る評価、他の資格との関連等を把握し、試験、研修及び講習の運営に反映する。